平成２１年（フ）第１８８３号
京都府京田辺市三山木七瀬川３番地の29
債務者　クッキングスタジオＳＡＴＯＫＯこと
西村さと子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９１号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字片山62番地
債務者　森島　勝則
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
京都府舞鶴市愛宕中町６番地―１棟203号
債務者　伊野　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
京都府舞鶴市字福来289番地の４
債務者　森下　和宏
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１２４２号
堺市美原区今井292番地37
債務者　柴山　由美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２７７号
大阪府富田林市五軒家１丁目２番17号
債務者　置田　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３４１号
堺市南区桃山台２丁８番　４棟302号
債務者　前田　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
松江市西津田８丁目４番14号　コーポフェニックス201
債務者　藤野眞由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１１号
島根県八束郡東出雲町大字下意東1937番地２
債務者　石倉かおる
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
香川県高松市西宝町２丁目３番11号
債務者　渡邉　紀子（旧姓上山）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４００号
香川県綾歌郡綾川町陶5521番地２　セイバリーフィールＢ―202号、住民票上住所香川県高松市円座町687番地16
債務者　大住　和道
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第９９号
福岡県豊前市青豊10番地１ツインクルレインボー102号
債務者　塩入あゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
福岡県築上郡築上町大字上別府194番地１
債務者　塩塚　由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１県営住宅三毛門７棟303号
債務者　内田　　文
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
長崎県長崎市小峰町14番25―1401号
債務者　網代　枝里
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５００号
新潟市江南区小杉５丁目３番40号、住民票上の住所新潟市東区河渡２丁目５番10号
債務者　佐藤　行子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２９号
新潟市西蒲区赤鏥516番地４
債務者　長島　則子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６４号
新潟県西蒲原郡弥彦村美山5930番地１
債務者　高村　裕一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部